

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期神戸町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県安八郡神戸町

3 地域再生計画の区域

岐阜県安八郡神戸町の全域

4 地域再生計画の目標

全国的に本格的な人口減少社会を迎えている中、本町においても平成12年の20,936人をピークとして人口減少時代に入っています。住民基本台帳によると令和6年では18,409人となっています。このままの減少傾向が続いた場合、第3期人口ビジョンによると令和32年には約12,300人となり、令和2年より約6,700人の減少となります。

年齢3区分別人口について、昭和55年までは3区分とも増加傾向でしたが、年少人口は昭和55年の5,171人、生産年齢人口は平成7年の14,903人をピークに減少に転じています。令和2年において、年少人口2,199人、生産年齢人口10,641人となっています。また、それぞれ、ピーク時からの構成比の変化をみると、年少人口は、昭和55（1980）年の26.6%から令和2（2020）年には11.6%となっており、15ポイント減少しています。生産年齢人口は、平成7（1995）年の71.3%から令和2（2020）年には56.2%となっており、15.1ポイント減少しています。

一方、老年人口は一貫して増加傾向であり、平成12（2000）年には年少人口を上回っています。昭和50（1975）年から令和2（2020）年の間には4,860人、約5倍に増加しており、構成比では24.8ポイントの増加となっています。また、年齢3区分別人口について推計したところ、令和27年には年少人口が約1,500人（同11%）、生産年齢人口が約7,000人（同51.4%）、老年人口が約5,160人（同37.6%）となることが見込まれ、少子高齢化と現役世代（生産年齢人口）の減少が一層顕著にな

ります。

自然動態においては、平成 19 年に出生数と死亡数がほぼ同数となり、その後は死亡数が出生数を上回る「自然減」の傾向が続いています。令和 5 年では出生数 93 人、死亡数 250 人の自然減となっております。合計特殊出生率については、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、令和元年・2 年の合計特殊出生率は 1.19 と最も低くなりましたが令和 3 年には 1.33 と回復の兆しを見せています。しかし依然として、人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）の 2.07 を大きく下回っています。

社会動態について、平成 17 年以降、転出超過の傾向にありましたが、平成 26 年以降は転入者と転出者がおおむね拮抗した状態となりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて転入者が減少した令和 2 年・3 年を除くと、近年はおおむね転入・転出均衡状態となっており、社会減に歯止めがかかっているといえます。

このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）等が要因であると考えられます。

こうした人口構造の変化により、今後人口減少が進行した場合、地域経済や消費活動の縮小、医療・福祉分野の人材不足、社会保障費の増大等を招くことが懸念されます。

今後の人口展望から、人口ビジョンにおける目標人口を達成するためには、人口の自然減、社会減への対策を同時にかつ積極的に実施する必要があります。今後はさらに、人口減、社会減への対策を実施しつつ、持続可能なまちづくりや地域活性のため、Society5.0 の実現あるいは、多様性と包摂性のある社会の実現を目指した SDGs の達成に向けた取組を推進していく必要があります。

なお、これらを取組むにあたって、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げます。

- 基本目標 1 地域経済の活性化と魅力ある産業の創出
- 基本目標 2 魅力を感じるまちづくりで新たな人の流れを創出
- 基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちを実現
- 基本目標 4 誰もが安心して暮らすことのできる持続可能なまちを創出
- 基本目標 5 広域連携による個性ある地域を実現

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (R11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	製造業従業者数	3,715人	4,000人	基本目標 1
	町内事業所数	666件	680件	
イ	昼夜間人口比	85.5%	88.0%	基本目標 2
	転出者数	645人	650人	
ウ	合計特殊出生率	1.33	1.60	基本目標 3
	子育て環境が満足と思う住民割合	86.7%	90.0%	
エ	転入者数（生産年齢人口のみ）	449人	460人	基本目標 4
	町民の定住意向（今後も住み続けたいと思う住民割合）	84.4%	88.0%	
オ	連携事業件数	8件	12件	基本目標 5
	創業希望者の支援件数	105件	120件	
	ガキビズへの相談件数	1,456件	1,480件	
	西美濃地域の観光客数	982万人	1,000万人	
	協議会として出展した移住定住フェアでの相談件数	16件	30件	

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

５－２のとおり。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【Ａ２００７】

① 事業の名称

第３期神戸町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 地域経済の活性化と魅力ある産業を創出する事業
- イ 魅力を感じるまちづくりで新たな人の流れを創出する事業
- ウ 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちを実現する事業
- エ 誰もが安心して暮らすことのできる持続可能なまちを創出する事業
- オ 広域連携による個性ある地域を実現

② 事業の内容

ア 地域経済の活性化と魅力ある産業を創出する事業

都市近郊の立地条件を活かし、魅力ある産業と就業機会を創出するとともに、様々な地域資源を活かして地域経済の活性化に取り組む事業。

(1) 本町の経済を支える地域産業を活性化する事業

【具体的な事業】

- ・雇用拡大事業奨励金事業
- ・新規企業の誘致推進 等

イ 魅力を感じるまちづくりで新たな人の流れを創出する事業

これまで以上に多くの人が神戸町を訪れるように、神戸町の魅力をさらに磨き上げ情報発信を強化したり、定期的な交流活動の取り組みを進めたりして、交流人口や関係人口を増やすとともに、引き続き、移住・定住に関する支援策を推進する事業

(1) 移住・定住を促進する住環境を整備する事業

【具体的な事業】

- ・定住を促進する各助成事業
- ・高校生世代通学定期券購入助成金事業 等

(2) 地域資源を活かして交流人口や関係人口を拡大する事業

【具体的な事業】

- ・観光交流館ひよしの里運営事業
- ・養老鉄道を活用した観光振興事業 等

(3) 本町の魅力を発信するPR活動事業

【具体的な事業】

- ・町の魅力を発信するイベントの開催
- ・メディアによるイメージアップ推進事業 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちを実現する事業

若者や子育て世代から選ばれるまちの実現に向け、神戸町で安心して結婚し、子どもを生み育てることができるよう、子育て支援サービスのさらなる充実を図るとともに、結婚から育児に関するきめ細かな事業を実施し、一人一人に寄り添った切れ目のない支援を行う事業。

(1) 安心して結婚・出産・子育てできる切れ目のない支援事業

【具体的な事業】

- ・（仮称）ごうど児童館整備事業
- ・こども家庭センター事業 等

(2) 未来を担う子どもを育てる教育を推進する事業

【具体的な事業】

- ・学校ＩＣＴ教育環境整備事業
- ・子ども自立支援トータルサポート事業 等

エ 誰もが安心して暮らすことのできる持続可能なまちを創出する事業

「住みたい」と思えるような地域をつくるため、日常生活サービス機能を維持、確保はもちろんのこと、地域資源を最大限に生かし、地域内における連携を進めるとともに、新しい時代の流れを的確に地域の力として取り入れていく事業。

(1) まちづくりへの住民参画を推進する事業

【具体的な事業】

- ・住民によるまちづくり事業の推進（神チャレンジプロジェクト）事業
- ・まちづくり活動助成金事業 等

(2) 生涯学習・スポーツを推進する事業

【具体的な事業】

- ・ごうどローズスタジアム活用事業
- ・ごうどスポレクDAYの開催 等

(3) 地域の安全・安心を強化する事業

【具体的な事業】

- ・防災行政無線設備（同報系）更新事業
- ・防犯カメラ等設置補助事業 等

(4) 行政デジタル化を推進する事業

【具体的な事業】

- ・行政手続きのオンライン化事業
- ・コンビニ交付サービス事業 等

オ 広域連携による個性ある地域を実現

(1) 互いの強みを活かした経済活動の推進

【具体的な事業】

- ・西美濃創生広域連携推進協議会による連携事業の実施
- ・創業支援事業
- ・ビズモデル型支援センター（ガキビズ）運営事業

(2) 互いの魅力を活かした人の流れの創生

【具体的な事業】

- ・観光プロモーション事業
- ・西濃圏域定住促進PR事業

※なお、詳細は、神戸町まち・ひと・しごと創生第3期総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

25,000千円（令和7年度～11年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、速やかに神戸町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和12年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和12年3月31日まで